



報道関係者各位

エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」の 取扱方針の改定を実施

公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:新美 育文)が運営するエコマークは、「エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」の取扱方針」を2022年12月15日付で改定しましたので、お知らせいたします。

◇「バイオマスプラスチック」の取扱方針の改定について

エコマークでは、2015年に「[エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて](#)」を取りまとめ、代表的なLCA(ライフサイクルアセスメント)の結果から環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチック(植物由来プラスチックともいう。実配合品*のバイオPE、バイオPET、バイオPTT、PLAの4種類を対象)について、各商品類型に認定基準を導入し、製品の認定を行ってきました。

*ISO16620-2 またはASTM D6866 に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率が測定できるもの。

近年、プラスチック資源循環に関する社会ニーズの高まりや、2022年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を契機に、様々なバイオマスプラスチックの開発・製品化が加速しています。

今回の取扱方針の改定では、それらの動きに対応するために、エコマークの認定対象を、上記4種類以外のバイオマスプラスチック(バイオベース合成ポリマー)にも拡大し、新たなバイオマス原料や新しいバイオマスプラスチックを用いた製品でエコマーク申請をする場合にも、速やかに審査できるフローの導入(持続可能性に関する情報収集等を含む)を行うこととしました。また、日本政府の「バイオプラスチック導入ロードマップ」と用語の整合を図る内容(例:植物由来プラスチックをバイオマスプラスチックと改称)も含まれています。

また、同日付でNo.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装」、No.103「衣服」、No.104「家庭用繊維製品」、No.105「工業用繊維製品」などの認定基準も本方針にもとづく基準項目を導入(部分改定を実施)し、製品の認定を開始します。

対象となる認定基準につきましては、以下をご確認ください。

<https://www.ecomark.jp/info/release/PR22-11.html>

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課 担当:大澤
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階
E-mail: info@ecomark.jp TEL: 03-5829-6284

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格ISO14024「タイプI環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。<https://www.ecomark.jp/>